

令和7年度 豊田市立若園中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは人として絶対に許されない行為です。同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為です。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるもので、何より学校は、生徒が教職員と友達との信頼関係の中で安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。

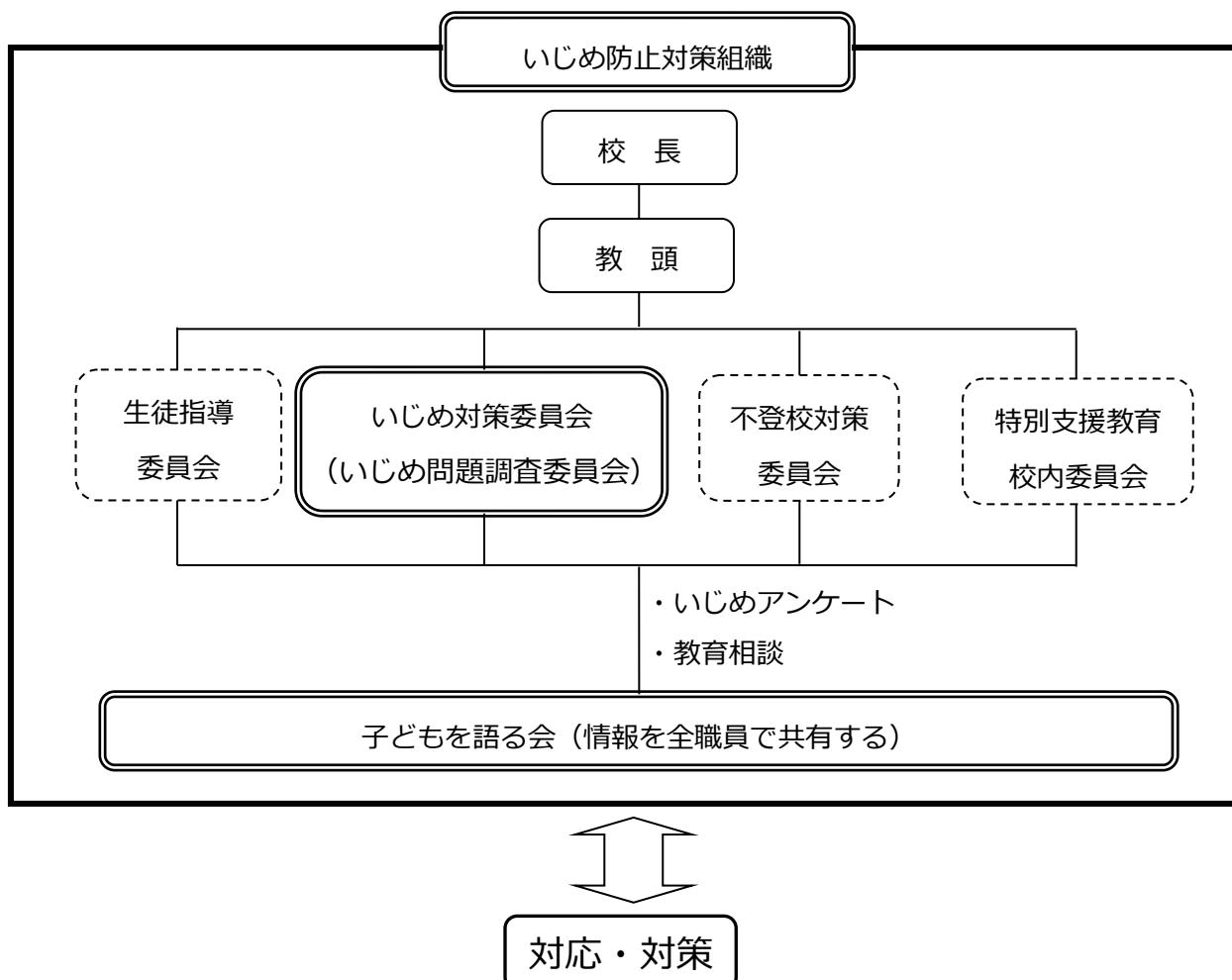
これらの基本的な考え方を基に、いじめの問題の重大性を正しく認識し、教職員・生徒・保護者がともにそれぞれの立場でいじめ撲滅に向けて、組織的に対応していきます。

本校では、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。

そうした中で、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めます。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないよう、組織として対応します。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。
 - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努めます。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施します。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信します。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織します。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応します。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告します。
 - ・いじめ解消の判断をします。
 - ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねます。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断します。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出します。
 - ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受けます。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞

- | | | |
|-----------------------------------|-------------|---------------|
| ○校長 | ○教頭 | ○教育相談コーディネーター |
| ○教務主任 | ○校務主任 | ○教育相談主任 |
| ○学年主任 | ○養護教諭 | ○生徒指導主事 |
| ○スクールソーシャルワーカー | ○スクールカウンセラー | 等 |
| ※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える | | |
| ○主任児童委員 | ○P T A 代表者 | 等 |

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、組織的に対応します。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催します。
- イ 職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の生徒の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針を徹底します。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催します。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるもので、学校生活で活躍の場を設定し、いじめに向かわせない生徒の育成に努めます。

- ① いじめを未然に防止するため、互いに認め合う学級づくりを推進します。
 - ・生徒会によるいじめ防止活動を取り入れます。
- ② 児童（生徒）の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ④ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童（生徒）がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにします。
- ⑤ 感染症に関するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導します。
- ⑥ 児童（生徒）自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させます。

(2) いじめの早期発見の取組

今日、いじめを取り巻く状況は変化しています。大人が気付きにくく多様化しているのが現状です。アンテナを高くし、ささいな言動からもいじめを疑う姿勢をもつとともに、ふざけであってもいじめに該当するか否かを確認することが大切だと考えています。

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査
 - ・年4回（5月、9月、11月、2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
 - ・年4回テスト週間に全員1人10分程度
- ③ 生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう相談体制を整備します。
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・心の相談員の活用
 - ・いじめ相談ポスト等の相談窓口の設置
 - ・普段から保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える
 - ・障がいがある生徒や家庭環境に配慮が必要な生徒への組織的な対応
 - ・「先生たすけて」の活用
- ④ 生徒指導日誌（データベース）を活用して、些細なことでも生徒に関する情

報を共有化し組織として対応します。

(3) いじめに対する措置

被害生徒を守り通すという姿勢のもと、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒に指導します。

- ① いじめの発見・通報を受けたら、早期相談票等を活用し、特定の教師で抱え込まずに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応します。
- ② いじめられた生徒、保護者への支援を行います。
- ③ いじめた生徒へ指導、その保護者への助言を行います。
- ④ 教職員の共通理解、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、パルクとよた、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ⑤ いじめが起きた集団（いじめを見ていた生徒、いじめに加担した生徒、主としていじめを行った生徒）への働きかけを行います。
- ⑥ いじめの状況（生命、身体、財産に重大な被害、ネット上への書き込みなど）によっては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応します。
- ⑦ いじめの解消は、いじめが行われなくなっても、一定期間（3ヶ月を目安）の十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断します。

4 重大事態への対応

生命・心身又や財産に重大な被害があり、継続していじめが行われている事案について以下の対応に努めています。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図ります。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて、適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対し、適切に情報を提供します。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校のいじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年2回行います。基本方針に基づく取組状況を示した保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- (2) 「若園中いじめ防止基本方針」は、保護者へ知らせるとともに、ホームページに掲載します。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。